

第4章 防災・生活・環境

安全・安心で環境にやさしいまち



幸手宿
(幸手桜高等学校 矢部寿音様)



変わらぬ風景
(幸手桜高等学校 渡邊春花様)



新しいはじまり
(幸手桜高等学校 吉田朱那様)



桜
(幸手桜高等学校 小谷中明斗様)

※「幸手のしあわせ写真」にご応募いただいた写真を掲載しています。

第1節 危機管理体制の強化



【施策の目的】

- ・緊急時における市民の安全および生活を維持すること。
- ・市民、事業者、行政が、危機管理に対する意識を持ち、協力・連携しながら緊急対応ができること。

現況と課題

- ・近隣諸国によるミサイル打ち上げや大気汚染物質の拡散、世界各地におけるテロ行為や武力紛争、新型コロナウイルス感染症や新型インフルエンザ、凶悪犯罪の発生、個人情報への漏えい、自然災害の頻発・激甚化など、市民生活において緊急に対応が求められる事態は多様化しています。そこで国では、弾道ミサイル情報や緊急地震速報、大津波警報などを瞬時に伝達するJ-ALERT*（全国瞬時警報システム）を整備するなど、市民への危機情報の迅速な提供が図られています。
- ・想定される危機の変化や社会情勢を踏まえ、「幸手市地域防災計画」や「幸手市国民保護計画」の定期的な更新を図ります。
- ・市民生活に影響がおよぶ恐れがある事案が発生した際に、一元的に情報を収集し、庁内が適切に対応できるよう危機管理監を配置するなど体制づくりを進めてきました。また、「幸手市危機管理指針」、「個別対応マニュアルおよび業務継続計画（BCP）*」を作成し、あわせて発災後の初動訓練としてBCP訓練を実施しています。
- ・今後も、大規模災害などに備えた取組や、危機管理体制のさらなる強化が求められています。

成果指標

指標名[指標の説明]	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和10年度)
①危機管理個別マニュアルの策定数 [危機管理個別マニュアルの作成済件数]	26件	38件

施策の内容

1 危機管理体制の確立

- 「幸手市危機管理指針」を踏まえ、市役所で起こりうる危機的状況に対する各課個別マニュアルを作成します。
- 緊急時に行政機能を維持するため、「幸手市業務継続計画（BCP）」を定期的に見直し、計画の実効性や内容が適切かどうかを検証するBCP訓練を実施します。
- 職員への危機管理研修の実施による危機管理意識の向上、また、市民などへの緊急対応情報の提供による危機対応意識の向上を図ります。
- 危機発生時に備え、関係機関と連携した体制を構築し、また、J-ALERT（全国瞬時警報システム）などによる緊急情報提供体制を維持します。
- 食中毒や感染症など、多くの市民に健康被害が発生、または拡大する可能性がある健康危機に対し、保健所と連携した健康危機管理体制を維持します。

2 「幸手市国民保護計画」の推進

- 想定される危機の変化や社会情勢を踏まえ、「幸手市国民保護計画」の定期的な更新を図ります。また、計画に基づき、個別危機を想定した避難実施要領を策定します。
- 国民の保護に関する措置が迅速に行えるよう、国・県、関係団体、民間事業者および市民などとの連携協力体制の整備を図ります。

＜関連する計画＞

- 幸手市地域防災計画
- 幸手市危機管理指針
- 国民保護に関する幸手市計画（幸手市国民保護計画）
- 幸手市業務継続計画

協働の役割

市民・事業者	・危機対応意識を向上させるとともに、自助・共助・公助の考え方に基づく個々の危機管理を行います。
行政	・危機対応意識の向上のための情報提供を行います。 ・関係機関と連携し、速やかな危機管理対応を行います。

第2節 防災体制の推進



【施策の目的】

- ・災害に対して関心を持ち、地域の防災力が向上することで、災害から生命や財産を守れるようになること。
- ・災害時の応急体制を整備し、早急な復旧が図られること。
- ・災害時において、市民生活が維持され、安全・安心が確保されること。
- ・消防団（非常備消防）や自主防災組織などの防災活動を活性化すること。

現況と課題

- ・近年、日本各地で相次ぐ大規模な自然災害の発生により、防災に対する市民の関心が高まっています。今後も市民とともに取り組む災害に強い地域づくりが必要です。また、核家族化や高齢化が進む中、各家庭や地域での災害に対する備えの重要性も高まっています。
- ・災害時に高齢者や障がい者などを支援するため、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、特別な支援を行う避難所として「福祉避難所*」の指定を行っています。また、各地域での災害対応ができるよう、自主防災組織の設立支援を進めています。
- ・今後も食料や生活必需品などの災害備蓄品を充実させるとともに、他自治体や関係団体、民間事業者などとの災害時の応援協力体制を拡充するなど、被害の拡大をできるだけ抑止し、早期復旧につながる取組に努める必要があります。
- ・市庁舎は、昭和42年（1967年）の建設から既に55年以上が経過しており、行政サービスの拠点としてのみならず、災害時における防災中枢拠点として応急対応体制を確保するためにも、整備が必要となっています。
- ・建造物が密集した地区では、発災後に被害の拡大が想定されることから、それぞれの地域特性に応じた対策の強化が求められています。また、幸手消防署は、昭和49年（1974年）の建設からまもなく50年を迎えます。災害時や緊急時の消防署の対応は市民の生命・財産を守ることに直結するため、老朽化した消防署の建替え・整備が必要となっています。
- ・常備消防・救急業務に関しては、消防広域化により、平成25年度（2013年度）から埼玉東部消防組合として活動しています。地域消防力を維持するためには、消防署と連携した消防団（非常備消防）の充実と強化が必要です。
- ・防災行政無線システムは、平成25年度（2013年度）に更新工事を行ってから10年が経過し、今後、機器の耐用年数を迎えることから、災害時に市民に対して適切に情報提供できるよう、大規模なシステム改修などが必要です。
- ・市の東部を流れる江戸川の流域は、久喜市、杉戸町、春日部市、茨城県猿島郡五霞町にわたっており、これらの市町と合同で利根川栗橋流域水防事務組合を結成し、水害を警戒、防御、さらには被害の軽減を図るための取組を進めています。今後も河川氾濫による被害の最小化を図るための取組が求められます。

成果指標

指標名[指標の説明]	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和10年度)
①自主防災組織加入世帯の割合 [自主防災組織がある地域における組織加入世帯の割合]	63%	75%
②災害応援協定締結数 [災害時における他自治体・民間事業者などとの応援協定の締結数]	45件	55件
③想定浸水深の表示箇所数 [市内の想定浸水深の表示板の設置数]	0箇所	60箇所
④緊急メールの登録件数 [防災行政無線のメール配信登録件数]	3,551件	3,850件
⑤市庁舎整備進捗状況 [市庁舎整備進捗状況]	0%	33%

施策の内容

1 防災体制の強化

- 国や県による災害被害想定、社会情勢の変化、地域性などを考慮し、「幸手市地域防災計画」の見直しを随時行い、防災体制の強化を図ります。

2 地域防災力の向上

- 地域の防災力を向上させるため、自主防災組織の設立や活動の支援を行います。
- 発災後の避難に支援が必要となる高齢者や障がい者などへの対応のため、避難行動要支援者名簿を作成し、関係機関への情報提供を行います。
- 地域の防災技能を有する人との連携を進め、地域防災力の強化を図ります。
- 防災訓練や防災講話などを通じて市民の防災知識の向上を図ります。

3 都市防災機能の強化

- 「幸手市建築物耐震改修促進計画」に基づき、建築物の耐震化の促進を図ります。
- 木造住宅の耐震診断および耐震改修に対する補助制度を周知し、住宅の耐震化を促進します。
- 防災中枢拠点である市庁舎の整備推進に向けて、基本構想・基本計画策定、基本設計などを行います。
- 老朽化が進む消防庁舎の整備方針について埼玉東部消防組合との調整を進めます。

4 防災意識の啓発・災害時における情報提供の充実

- 広報紙やホームページなどによる情報提供により市民の防災意識の啓発を図ります。
- 日頃から水害リスクを把握し、水防災への意識を高めるとともに浸水深の知識を深めることを目的とし、各指定避難所や市民の目の届く箇所に、想定浸水深表示板を設置します。
- 発災時に市民が必要とする情報を迅速かつ正確に提供できるよう、防災行政無線や防災情報メールの運用など、情報提供の充実を図ります。

5 応急物資などの確保と応援体制の充実

- 災害時の食料、生活必需品などを計画的に防災倉庫へ備蓄します。また、食料については、アレルギー対応食品の備蓄を進めます。
- 災害時の飲料水として、ペットボトルの備蓄や耐震性貯水槽による水の確保に努めます。
- 市のみでは対応が困難な大規模災害に備え、他自治体や関係団体、民間事業者などとの応援協定の締結を推進します。

6 消防力の充実・強化

- 埼玉東部消防組合（常備消防）および消防団（非常備消防）といった公設の消防機関の消防力の充実と強化を図ります。また、消防施設や装備の充実を図ります。

＜関連する計画＞

- 幸手市地域防災計画
- 幸手市建築物耐震改修促進計画
- 幸手市公共施設等総合管理計画
- 幸手市国土強靱化地域計画

協働の役割

市民・事業者	・災害対策に関する知識を深め、個々の備えを進めるとともに、地域の防災活動に積極的に参加します。 ・自力での避難などが困難な人について、日頃から地域で支援できる体制をつくります。 ・事業者の人材やノウハウを活用し、災害復旧に協力します。
行政	・災害に対する備えを市民などに呼びかけ、地域での防災活動を支援します。 ・災害時の避難行動要支援者名簿を作成し、自治会や民生委員、関係機関との連携を図ります。 ・災害時に必要な情報を迅速に提供できる情報提供の充実を図ります。

第3節 防犯体制の強化



〔施策の目的〕

- ・一人ひとりの防犯意識が高まり、地域における防犯活動が活発に行われること。
- ・犯罪を誘発しない住環境が整備され、だれもが不安を感じることなく安全に生活できること。

現況と課題

- ・市内における犯罪の発生件数は、近年増加傾向となっており、全国的にみると、高齢者などを狙った悪質な犯罪が依然として発生しています。「幸手市防犯のまちづくり推進条例」に基づき、行政・市民・事業者・土地建物所有者がそれぞれの役割を担いながら、関係機関と連携し防犯活動に取り組んでいます。また、宅地の開発などにより街路灯の設置が求められている地域をはじめ、街路灯を必要とする地域への新設や既存の防犯灯・街路灯のLED化を推進しています。市が主体的に行うべき事業をより充実させるとともに、地域で活動を行っている自主防犯団体などとの連携を深めることで、犯罪の心配がない、安全・安心に暮らせるまちの実現ができるよう、市民と行政が一体となって防犯活動に取り組むことが求められています。
- ・管理不全な空き家などは、住環境の悪化を招き、また、防犯上好ましくないため、管理不全な状態にならないよう、適正管理について周知などを行う必要があります。

成果指標

指標名〔指標の説明〕	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和10年度)
①自主防犯団体数 〔市内における自主防犯団体数(累計)〕	53団体	55団体
②刑法犯認知件数 〔市内における年間の刑法犯認知件数〕	331件	330件

施策の内容

1 犯罪防止活動の充実

- 警察署との連携により、地域における犯罪の発生状況を把握し、市が実施する防犯パトロールなどの犯罪防止活動の充実を図ります。また、警察署および幸手地区防犯協会と協力し、防犯に関する啓発活動を行います。
- 「幸手市暴力団排除条例」に基づき、関係団体の協力による啓発活動や情報提供を通じて、暴力団排除に対する市民の意識向上を図ります。

2 自主防犯団体の育成・支援

- 地域における防犯活動を充実させるために、市民が主体的に活動する自主防犯団体の育成・支援を行います。

3 安心できる住環境の整備

- 市民が安心して生活できるよう、土地や建物の所有者・管理者などに空き家などの適正管理に関する意識啓発を行います。
- 管理不全な空き家などについては、「幸手市空き家等の適正管理に関する条例」に基づき助言・指導などを行います。
- 宅地開発がされた地域や通学路など街路灯を必要とする箇所には、街路灯設置に対して補助をすることにより、安心して暮らせる環境を整備します。あわせて街路灯のLED化を推進することにより、維持管理の効率化と環境に配慮した犯罪が起きにくい住環境の整備を推進します。
- 令和5年（2023年）4月に施行した「幸手市犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者等が受けた被害の軽減や回復を図るなど、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進します。

＜関連する計画＞

- 幸手市再犯防止推進計画

協働の役割

市民・事業者	・自主防犯団体に所属するなど、地域における自主的な防犯活動に積極的に参加します。 ・犯罪抑止につながる良好な住環境の維持に努めます。
行政	・防犯に関する意識の啓発を行うとともに、市民による自主的な防犯活動を推進するための支援を行います。 ・地域における街路灯設置に対する支援などにより、市民が安心して生活できる住環境の整備を推進します。

第4節 交通安全対策の推進



【施策の目的】

- ・交通環境の整備や充実を図ることで、安全・安心に道路を利用できるようになること。
- ・市民の交通ルールと交通マナーに対する理解を深めること。

現況と課題

- ・首都圏中央連絡自動車道（圏央道）幸手インターチェンジが開設されたことや、インターチェンジの周辺に幸手中央地区産業団地が整備されたことにより、市内の自動車交通量が増加し、交通の流れにも変化が生じています。
- ・交通事故発生の原因としては、交通量の増加だけでなく、安全運転に対する意識の低下、歩行者や自転車利用者の交通ルールに対する意識不足も大きな要因となっています。
- ・年間の人身事故発生件数は、年々微増傾向にあることから、交通事故を減らすためには、市民に交通ルールと交通マナーを十分に理解してもらうことや、必要に応じた交通規制の実施、交通安全施設の設置を行うことが必要です。
- ・県内においては、高齢者の死亡事故が全体の半数程度を占めていることから、高齢者の安全に配慮した交通安全対策を講じる必要があります。
- ・「幸手市自転車等の放置防止に関する条例」に基づき、放置自転車禁止区域の指定をするなど、今後も良好な住環境の確保に努めていくことが必要です。

成果指標

指標名[指標の説明]	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和10年度)
①人身事故年間発生件数 [年間の人身事故発生件数]	105件	100件
②運転免許証自主返納者数 [年間の運転免許証自主返納者数]	245人	250人

施策の内容

1 交通安全意識の向上

- 市民の交通安全意識の向上を図るために、交通ルールと交通マナーを正しく理解・実践してもらえよう、警察署および関係機関や関係団体との連携により、幼児、児童・生徒や高齢者などに対し広報・啓発活動を行います。

2 交通環境および交通安全施設の整備

- 放置自転車については、幸手駅周辺地域においても放置自転車禁止区域の指定を行うなど、引き続き警察署や関係機関と連携して排除に努めます。
- 自動車などの運転に不安を抱える高齢者が、自主的に運転免許証を返納しやすい環境づくりを推進します。
- 交通事故の要因や道路の構造、交通量を踏まえ、危険箇所には必要に応じてカーブミラーやガードレールなどの交通安全施設の設置を行います。
- 通学児童・生徒の安全を確保するため、通学路の安全点検を行い、安全対策の推進を図ります。

3 交通規制の推進

- 通学路などにおいて、歩行者および自転車利用者の安全を確保するために、地域や警察署との協議により、ゾーン30プラス*の指定など、地域の実状に応じた適切かつ効果的な交通規制の実施を図ります。

《関連する計画》

- 幸手市通学路交通安全プログラム

協働の役割

市民・事業者	・交通ルールと交通マナーを正しく理解し、積極的に実践することで、交通事故の防止に努めます。 ・運転に不安を抱えるようになった場合は、運転免許証の自主返納を検討し、交通事故を未然に防ぐことに努めます。
行政	・地域や関係機関との協議により、危険箇所には交通安全施設の設置を行うなど、安全な交通環境の整備に努めます。 ・市民に対して、交通ルールや交通マナーに関する周知・啓発などを積極的に行います。

第5節 消費者行政の推進



【施策の目的】

- ・安全・安心に消費生活を営むことができること。
- ・消費生活に関しての心配事や悩みを気軽に相談できる体制をつくること。

現況と課題

- ・消費者トラブルは年々多様化し、高齢者世帯、高齢者単身世帯の増加をはじめとした世帯状況の変化などを背景に、より悪質かつ巧妙な手口で消費者に被害を及ぼす事件が発生しています。中には、詐欺的な通信販売や悪質な訪問販売などの被害もあることから、こういった消費者トラブルを未然に防ぐことが求められています。このような状況に対応するため、消費生活センターの相談窓口を週5日開設し、アドバイザー弁護士制度を導入するなど、解決が困難なケースに対応するための取組を行っていますが、複雑・高度な相談事例が増加しているため、引き続き対策を講じる必要があります。
- ・安全・安心な消費生活を送るためには、一人ひとりの消費者が知識を身に付け、責任を持って自主的かつ合理的に行動することが求められています。また、令和4年（2022年）4月から成年年齢が18歳になったことにより、若年者の消費者被害の増加が予想されるため、消費者教育の推進が求められています。
- ・広報紙やホームページ、SNSなどを通じて消費生活問題に関する情報提供を引き続き行うことで、市民の意識啓発を行っていくことが必要です。

成果指標

指標名[指標の説明]	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和10年度)
①消費生活相談年間件数 [消費生活相談の年間件数]	238件	270件
②消費生活に関する研修会の参加者数 [消費生活に関する研修会の年間参加者数]	197人	300人
③消費生活出前講座の年間実施回数 [消費生活相談員による出前講座の年間実施回数]	1回	5回

施策の内容

1 消費生活相談の充実

- 消費者問題に関する市民からの相談への対応や問題解決を行う機関である、幸手市消費生活センターの周知を引き続き行います。
- 多様化する消費者問題に対応するため、アドバイザー弁護士制度の活用や、消費生活相談員の専門性の向上などを図ります。

2 情報提供の推進

- 消費者問題の多様化・巧妙化に対応し、消費者が豊富な知識を持ち、正しい判断ができるよう、新しい情報の収集に努めるとともに、消費生活展や消費生活講演会などの開催による啓発活動を行います。
- 若年者の消費者被害を防止するため、学校などを対象に出前講座を開催し、消費者教育を推進します。
- 国や県、他市町村など関係機関と連携しながら、不当な事業所活動や商品販売などに関する情報を収集し、市民に対し周知します。

3 消費者活動の支援

- 自立した消費者の育成を図るため、消費者団体の活動を支援します。

4 品質表示などの適正化の推進

- 関係法令に基づき、事業者に対して必要な調査・指導を行います。また、安全で安心できる商品の取り扱いについて、事業者へ引き続き協力を要請していきます。

協働の役割

市民・事業者	・消費者問題に関心を持ち、正しい知識の習得と実践に努めます。 ・事業者は適正な品質表示を行います。
行政	・消費生活展や消費生活講演会などを通じて、市民が安全・安心に消費活動を行うために必要な情報提供を行います。

第6節 環境保全の推進



【施策の目的】

- ・環境負荷の少ない自然と共生した持続可能な社会を実現すること。
- ・環境問題に対する意識啓発により、環境問題に対する市民の関心を高めること。

現況と課題

- ・地球規模の環境問題として、地球温暖化による気候変動などの問題が発生しています。また、より身近な環境問題として、大気汚染や水質汚濁などが懸念されています。市では、生活排水による水質汚濁の防止や地球温暖化対策の一環として、合併処理浄化槽*や太陽光発電システムへの補助金の交付を行ってきました。今後は環境負荷の少ないまちづくりを進めるために、市民・事業者の環境意識の高揚を図るとともに、一人ひとりが身近な場で環境保全に取り組むことが必要です。
- ・市民・事業者・団体・行政が一体となり、2050年カーボンニュートラルの実現のため、再生可能エネルギーの導入など、地域脱炭素に向けて取り組むことが求められています。

成果指標

指標名[指標の説明]	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和10年度)
①市内全域の清掃活動参加者★ [クリーン幸手市民運動への参加者数]	0人	7,000人
②不法投棄の相談件数 [不法投棄に関する市民からの相談件数(年間)]	15件	10件
③再生可能エネルギーシステムなどの設置補助件数 [再生可能エネルギーシステムなどの設置補助件数]	265件	313件

施策の内容

1 総合的環境行政の推進

- 多岐にわたる環境問題に対応するため、関連する計画などの管理・見直しを行いながら、環境に関する総合的な施策を効率的・計画的に推進します。
- 大規模な公共事業など、新たな面整備において、環境に配慮した取組を推進します。

2 環境学習活動の推進

- 小・中学生向けの環境出前講座や市民を対象とする環境講座などの開催を通じて、幅広い世代における環境学習活動を推進します。

3 自然環境の保全

- 河川や田畑、屋敷林など、身近にある自然環境と、そこに生息する動植物を守るため、広報紙やホームページなどを通じて意識の啓発を図ります。
- 特定外来生物*を防除し、動植物の生育環境の保全に努めます。
- 住みよい環境づくりを進めるため、地域ボランティア団体などと協働し、引き続き環境美化運動や自然保護活動に取り組めます。

4 温暖化対策事業の推進

- 「幸手市地球温暖化対策実行計画」に基づき、地球温暖化対策を推進します。
- 2050年カーボンニュートラル実現のため、市民・事業者・団体・行政が一体となって地域脱炭素に取り組めます。
- 公共施設の緑化活動や省エネルギー化、低燃費・低公害車の台数増加、グリーン購入など、行政での取組を積極的に推進します。
- 太陽光発電への支援やその他の再生可能エネルギーなどの導入に対する支援も検討します。

5 公害対策の推進

- 騒音や振動、悪臭、大気汚染、水質汚濁、地盤沈下など公害の発生源に対する調査・指導・監視体制を維持するとともに、市民や事業者に対する公害発生防止の意識の啓発を推進します。
- 関係機関との連携による不法投棄の監視体制を維持するとともに、その未然防止および早期対応に努めます。

《関連する計画》

- 幸手市環境基本計画
- 幸手市地球温暖化対策実行計画

協働の役割

市民・事業者	・環境保全に関する活動や行事に積極的に参加します。 ・省エネルギーや低炭素型の製品などを選択する「COOL CHOICE*（クールチョイス）」の推進など、環境に配慮した行動を実践します。
行政	・環境保全に関する意識の啓発を行います。 ・地域との協働による環境保全の取組を推進します。 ・省エネルギーや低炭素型の製品などを選択する「COOL CHOICE（クールチョイス）」の推進など、環境に配慮した行動を実践します。



■環境講座



■再生可能エネルギーの設置

第7節 廃棄物の排出抑制



【施策の目的】

・循環型社会を形成し、環境負荷の少ないまちづくりを実現すること。

現況と課題

・廃棄物の処理は、地球環境に大きく影響を与える重要な課題となっています。そのため、環境負荷を抑える循環型社会の実現に向けて、ごみの発生・排出を抑制するとともに、再利用・再資源化などを推進することが必要です。

・市民一人当たりのごみ排出量は、コロナ禍で増加しましたが、令和3年（2021年）から減少傾向にあります。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大前の水準まではまだ戻っておらず、今後もさらなる減量化に向けた取組が求められています。また、令和4年度（2022年度）に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」への対応や、使用済み小型家電のリサイクルや4R運動、食品ロスの削減などに引き続き取り組んでいくことが必要です。

・効率的な廃棄物処理を目的とした、杉戸町との広域処理体制を継続するとともに、さらなる広域化も含め、将来にわたり安定したごみ処理体制の構築について、検討していくことが必要です。

成果指標

指標名[指標の説明]	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和10年度)
①市民一人当たりの1日の家庭ごみ排出量 [市民一人当たりの1日のごみ排出量(ごみ収集以外も含む)]	684g	645g
②事業ごみ量 [事業ごみ量(可燃ごみ以外も含む)]	2,088t	2,080t
③ごみ資源化率 [資源物量÷ごみ排出量(瓶・缶・ペットボトル以外も含む)]	19%	24%

施策の内容

1 広域的な取組の強化

- ごみ処理については、可燃ごみ処理やし尿処理に係る杉戸町との広域処理を継続しつつ、近隣自治体と連携し、さらなる広域化の実現の可能性などを検討します。

2 廃棄物処理体制の整備

- ごみの減量化と再資源化を推進するため、分別意識の高揚と収集体制の充実を図ります。
- 令和4年度（2022年度）に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に対応するため、分別収集に取り組むとともに、製品プラスチックのリサイクルの促進を図ります。
- 老朽化したし尿処理施設および粗大ごみ処理施設の大規模改修を検討するとともに、適切な維持管理と計画的な施設整備を推進します。
- 廃止したごみ焼却施設の速やかな解体に努め、跡地利用について引き続き検討します。
- 最終処分場については、適切な維持管理を継続するとともに、その安定確保を図ります。

3 4R運動の促進

- 4R運動の意識の啓発を通じて、食品ロスの削減やごみの分別の徹底など、排出者の自主的な行動や取組を促進し、ごみの減量化・再利用・再資源化を推進します。
- リサイクル活動を促すため、地域の回収団体への補助を行うなど、市民活動を支援します。

＜関連する計画＞

- 一般廃棄物処理基本計画
- 幸手市分別収集計画

協働の役割

市民・事業者	・4R運動を理解し、リサイクル活動など、地域におけるごみの減量化と再資源化を進めます。 ・事業者は、自ら排出するごみの抑制および適正処理を進めます。
行政	・4R運動の促進に向けて、市民や事業者の意識の啓発を推進します。 ・関係機関と連携し、不法投棄・残土および産業廃棄物に対する監視体制を維持します。



■フードドライブ



■4R啓発・廃棄物減量等推進員説明会